

岩手県防災会議運営規程一部改正 新旧対照表 (案)

(下線の部分は改正部分)

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、岩手県防災会議条例(昭和37年岩手県条例第34号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、岩手県防災会議(以下「防災会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(防災会議)</p> <p>第2条 防災会議の招集は、会長が会議開催の5日前までに開催日時、開催場所及び議事を示して委員に通知して<u>行なう</u>ものとする。ただし、急を要する場合はこの限りでない。</p> <p>2 防災会議は会長(会長に事故があるときはその指名する委員)及び委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 防災会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p>(専決処分)</p> <p>第3条 会長は、会議が処理すべき事項のうち次に掲げるものについて専決処分することができる。</p> <p><u>(1) 市町村地域防災計画の修正についての意見に関すること。</u></p> <p><u>(2) 岩手県災害対策本部の設置についての意見に関すること。</u></p> <p>2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告しなければならない。</p> <p>(部会)</p> <p>第4条 部会の招集は、部会長が会長の承認を得て<u>行なう</u>ものとする。</p> <p>2 会長は、防災会議において部会に付議すべき事項と決定したものについては、<u>すみやかに</u>部会に付議するものとする。</p> <p>3 部会長は、付議された事項の調査審議を<u>終わった</u>ときは、<u>すみやかに</u>その結果を、会長に報告するものとする。</p> <p>4 部会長は、調査審議のため必要があるときは、会長の承認を得て部会に属さない委員及び専門委員の出席を求めることができる。</p> <p>(幹事会議)</p> <p>第5条 会長は、防災会議の運営について必要があるときは、幹事会議を開催することができる。</p> <p>2 部会長は、部会の運営について必要があるときは、会</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、岩手県防災会議条例(昭和37年岩手県条例第34号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、岩手県防災会議(以下「防災会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(防災会議)</p> <p>第2条 防災会議の招集は、会長が会議開催の5日前までに開催日時、開催場所及び議事を示して委員に通知して<u>行なう</u>ものとする。ただし、急を要する場合はこの限りでない。</p> <p>2 防災会議は会長(会長に事故があるときはその指名する委員)及び委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 防災会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p>(専決処分)</p> <p>第3条 会長は、会議が処理すべき事項のうち、<u>市町村地域防災計画の修正についての意見に関すること</u>について専決処分することができる。</p> <p>2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告しなければならない。</p> <p>(部会)</p> <p>第4条 部会の招集は、部会長が会長の承認を得て<u>行なう</u>ものとする。</p> <p>2 会長は、防災会議において部会に付議すべき事項と決定したものについては、<u>速やかに</u>部会に付議するものとする。</p> <p>3 部会長は、付議された事項の調査審議を<u>終わった</u>ときは、<u>速やかに</u>その結果を、会長に報告するものとする。</p> <p>4 部会長は、調査審議のため必要があるときは、会長の承認を得て部会に属さない委員及び専門委員の出席を求めることができる。</p> <p>(幹事会議)</p> <p>第5条 会長は、防災会議の運営について必要があるときは、幹事会議を開催することができる。</p> <p>2 会長は、必要があると認めるときは、<u>委員(委員の属する機関の職員のうちから幹事が任命されていない委員に限る。)</u>及び専門委員を出席させることができる。</p> <p>3 部会長は、部会の運営について必要があるときは、会</p>

	改正前	改正後
	<p>長の承認を得て、部会に属する委員の属する機関の職員のうちから任命された幹事の会議を開催することができる。</p> <p>(補則)</p> <p>第6条 この規程に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、昭和38年3月22日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、昭和49年9月7日から施行する。</p>	<p>長の承認を得て、部会に属する委員の属する機関の職員のうちから任命された幹事の会議を開催することができる。</p> <p>(補則)</p> <p>第6条 この規程に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、昭和38年3月22日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、昭和49年9月7日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p><u>この規程は、平成25年3月29日から施行する。</u></p>
改正理由	<p>1 第3条第1項第2号関係 災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第132号）の施行に伴い、災害対策本部の設置に対する防災会議の意見聴取が不要となったことから、現行の第2号を削除しようとするもの。</p> <p>2 第5条第2項関係 災害対策基本法の一部を改正する法律（平成24年6月27日法律第41号）の施行に伴い、防災会議委員に「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」を追加したところであるが、当該委員については、所属する機関・組織から幹事を任命することが困難な場合があることから、当該委員にあつては、幹事会議に出席させることができるよう、併せて、専門委員についても、幹事会議に出席させることができるよう、第2項を第3項に繰り下げ、新たに規定を追加しようとするもの。</p> <p>3 第2条第1項並びに第4条第1項、第2項及び第3項関係 所要の整理を行おうとするもの。</p> <p>4 附則関係 改正後の規程は、平成25年3月29日（防災会議決定の翌日）から施行しようとするもの。</p>	

災害対策基本法（抜粋）

（都道府県防災会議の設置及び所掌事務）

第14条 都道府県に、都道府県防災会議を置く。

2 都道府県防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都道府県地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 都道府県知事の諮問に応じて当該都道府県の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- 三 前号に規定する重要事項に関し、都道府県知事に意見を述べること。
- 四 当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（市町村地域防災計画）

第42条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（次項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱
- 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- 三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たつては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

4 市町村防災会議は、第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 第21条の規定は、市町村長が第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

岩手県防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第15条第8項の規定に基づき、岩手県防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第2条 知事の部内の職員のうちから指名される委員、市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の定数は、それぞれ13人以内、4人以内、23人以内及び6人以内とする。

2 市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第3条 防災会議に、幹事59人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第4条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第5条 防災会議の庶務は、総務部において処理する。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。